

E-27 家族における婦人の地位 (国際連合家族法セミナーから)

光華女短大 本田 弘子

1) 1961年から1964年にかけて、ブカレスト(ヨーロッパ), 東京(アジア), ボコタ(南北アメリカ), ロメ(アフリカ)の4会場で、国連セミナーが開かれた。それは実際上の問題を中心に婦人の地位について、各国の代表の意見を基にした経験の交流を行なうためであった。

世界の婦人が家族の中で、いかなる立場にあるか、そして日本の婦人の立場はどうかを知るために、それら4会場において討議された問題を取上げた。

2) 各国代表の発言を参照にし、家族関係を考察した。

3) 各会場で検討された主な項目をみると、結婚慣習、結婚年齢、夫婦財産権、相続権、親の権利義務、国籍、婦人の家族および職業上の地位等であり、それらの点から現状が論ぜられた。特にイスラム社会の風習による女性への差別は、セミナー参加者の強調して廃止を訴えている点である。われわれは今日の日本社会における婦人の法的地位の高さを認識し、同時に真に婦人の実力發揮の社会の実現を期待するところである。